

庁議（令和6年4月23日）結果について

- 1 開催日 令和6年4月23日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 健康・こども部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、資産経営課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	児童福祉法第34条の16第2項の規定により、府令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき「平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定している。今回、上記基準の一部が改正されたことに伴い、同様に上記条例の一部を改正する。 一部改正の主な内容としては、小規模保育事業を行う事業所、保育所型事業所内保育事業所等における3歳児及び4、5歳児の配置基準について改正するものである。
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市地区計画建築物条例の一部を改正する条例（案）について

概要	ツインシティ大神地区地区計画の都市計画変更に伴い、平塚市地区計画建築物条例の一部改正を行うものである。 [改正内容] ツインシティ大神地区地区整備計画区域の制限のうち、産業地区4の壁面の位置の制限について都市計画変更内容と整合を図るもの。
結果	審議の結果承認された。

- (3) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における公募設置等計画の認定について

概要	令和2年3月3日に平塚 SeasidePark 共同事業者（以下事業者）と基本協定を締結した本事業は、同基本協定に基づき本市及び関係機関協議等を進め、この度、公園の計画内容が確定したことから、事業者が提出した公募設置等計画を認定する。
結果	審議の結果承認された。

(4) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における実施協定の締結について

概要	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業は、令和2年3月3日に平塚 SeasidePark 共同事業体（以下事業者）と基本協定を締結した。 この度、事業期間20年間における市と事業者のリスク分担等を定めた実施協定の内容について事業者と協議が整ったことから、事業者と仮実施協定を締結する。
結果	審議の結果承認された。

(5) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における特定公園施設等譲渡契約の締結について

概要	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業は、令和2年3月3日に平塚 SeasidePark 共同事業体（以下事業者）と基本協定を締結した。 この度、特定公園施設等の譲渡について定めた契約書の内容について事業者と協議が整ったことから、事業者と本契約するにあたり、仮契約を締結し、令和6年6月議会に上程する。
結果	審議の結果承認された。

(6) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業に関する公園予定区域の設定について

概要	本事業計画地は、公園未開設エリアを含むことから市は公園管理者ではなく、設置管理許可等を行うことができないが、あらかじめ都市公園を設置すべき区域（以下「公園予定区域」という。）を設定することで、当該区域において公園管理者としての権能を得ることができることからその設定を行う。このことにより、平塚 SeasidePark 共同事業体に設置管理許可を与えて公募対象公園施設の整備を行う。 なお、公園予定区域の設定は、議会の議決を要することから、令和6年6月議会に議案を上程する。
結果	審議の結果承認された。

(7) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における指定管理者の指定について

概要	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業において、指定管理者制度を活用し、公園の管理運営を行うため、平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会において選定された事業者を指定管理者として指定することについて、令和6年6月議会に上程する。
結果	審議の結果承認された。

(8) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における指定管理者基本協定の締結について

概要	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業においては、指定管理者制度を活用し、公園の管理運営を行う。この度、管理運営について定めた指定管理者基本協定の内容について、平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会において選定された事業者（以下事業者）と協議が整ったことから、仮指定管理者基本協定を締結する。
結果	審議の結果承認された。

(9) 平塚市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーンの整備等に伴い、次のとおり都市公園条例の改正を行う。</p> <p>1 改正趣旨</p> <p>(1) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン（以下「本公園」という。）において利用料金制度を導入する。</p> <p>(2) 本公園内のエントランス棟売店の使用料を定める。</p> <p>(3) 運用上、都市公園内で禁止行為としている事項を明文化する。</p> <p>(4) 平塚市営プール条例における龍城ヶ丘プールの条文を整理する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 指定管理者が行う公園内行為許可に伴う使用料は指定管理者の収入とするため、利用料金制度を導入し、地方自治法に基づき、その額の上限を定める。</p> <p>(2) 特定公園施設であるエントランス棟の一区画に設ける売店について、事業者に管理許可を与え管理運営をさせるに当たり、当該管理許可の使用料の額を定める。</p> <p>(3) 市内の街区公園等において運用上禁止していた、周囲に危険が及ぶ又は迷惑となる遊戯等の行為及び管理上支障を及ぼすおそれのある行為を禁止行為として明文化する。</p> <p>(4) 本公園の整備・管理運営事業に伴い、既に用途廃止している龍城ヶ丘プールについて、平塚市営プール条例において当該文言を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 令和7年10月31日、(2) 令和7年8月1日、(3)・(4) 公布の日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 令和6年度実施予定の指定管理候補者選定について

概要	<p>公の施設の管理運営を地方公共団体が指定する法人その他の団体にも委ねることができる指定管理者制度について、本市では平成18年4月から導入し、現在38施設で指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>令和7年4月に指定管理者制度の更新となる2施設（平塚市福祉会館、平塚市西部福祉会館）について、指定管理候補者選定に向けた手続を進めていく。</p>
----	---

以上